

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 <u>金融庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。</p> <p>・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p>	
関係条文	[地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15]	
減収見込額	[初年度] ▲5,500 （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 個人投資家の市場参加を促すことを通じて、国民の長期的な資産形成が図られるとともに、投資家が多様な金融商品に投資できる総合取引所の活性化を通じて日本が国際金融センターとしての地位を確立する。</p> <p>（2）施策の必要性 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成28年1月より実施）。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていないことから、金融商品に係る損益通算範囲を拡大することが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られるとともに、投資家が多様な金融商品に投資できる総合取引所の活性化を通じて日本が国際金融センターとしての地位を確立する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促し、国民の長期的な資産形成が図られるとともに、投資家が多様な金融商品に投資できる総合取引所の活性化を通じ、日本の国際金融センターとしての地位の確立に資することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望。